

遠隔授業は教員の過労死ラインをさらに超える

—労働負荷の増大に着目して—

井川 大介^{*1}

Email: tech_21c@jqmail.jp

*1: 北海道北見市立北小学校

◎Key Words 遠隔授業, 労働負荷, 免許外教科教授担任, 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース

1. はじめに

授業そのものも情報通信ネットワークの活用で実施可能な教科をさぐるべく北海道教育委員会では実証実験がされている。

2020年 COVID-19 の感染拡大予防から遠隔授業の実施に向けて政策が加速化された。けれども、学校経営に小回りが利くことから、私立学校での対応の早さは目を見張るものがあった。

一方、公立学校はどうであろうか。教育の機会均等がより原則として重要視しているため、物的教育条件整備の地方自治体での格差があった。それだけではなかった。人的教育条件整備の問題もあった。ICT 支援員を4校に1校人的配置をすとしたが、北海道内でもほとんど見られないことから、4校はあくまでも理論値であり地域間格差は否めなかった。さらに、COVID-19 に関する休業補償に関する報道にもあるように、都道府県による財政的な体力、つまり、財政的教育条件整備に関することである。

情報通信技術に関する教育、広くは技術教育の範疇になるが、そうした技術教育あるいは技術科教育でも教育条件整備は、人的教育条件整備・物的教育条件整備・財政的教育条件整備の3点が重要であるといわれている。

さらには、教育の働き方について話題となって久しい。さまざまな教育課題が次々と政府から求められ、文部科学省では、教員の業務として何があり、何が業務ではないのかといったことを国民に広く告知されていない。スローガンのものを掲げるときは素早い、こうした教育労働者へ理解を広く国民に訴えかけることは、スピード感がないとも現場ではささやかれており、そのやり場のない実態から、病気で倒れる事や過労死に至るケースも多い。

本研究では、「遠隔授業」の導入や推進にもなって現在、教職員定数として配置済みの教員にさらなる業務を担わせることについて警鐘を鳴らすとともに、教員の労働負荷の観点について考察を加える。

2. 教員人事と財政的教育条件整備の関連

2.1 教員の給与を国が全額負担しないことが要因

1980年代以降、40人学級の凍結解除と給与の一般財源化が行われた。現在は、義務教育費国庫負担法と義務標準法が成立した頃と異なり、教員給与・諸手当の3

分の1の額が国庫負担となった。

そのため、県費負担の教員給与を負担している北海道をはじめとする他の都府県や政令指定都市において、学校設置者が教員定数に対して加配する措置をとることができる制度を国で整備されていても、北海道も人口減に伴って財政難を理由に教育予算に注ぎ込む余裕がないことも明らかになっている。

一方、フランスは教員給与を全額国で保障している。そのため、県費負担の教員給与を負担する都道府県による格差は生じにくくなる。日本も義務教育費国庫負担制度もこうした教育条件整備に影響するので、フランスのように変革が必要である。

2.2 政府と道教委がもめている研究内容

文部科学省は、小規模校などにおける教育水準の維持向上を図るため、遠隔授業システムを活用した授業における単位認定の在り方などについて研究開発を行った。

北海道教育委員会は、離島や過疎地における教育機会の確保や多様かつ高度な教育機会の提供を強調して、教育水準の維持向上を謳い、2013年4月から2017年3月まで研究開発を行った。対面授業に代替するものとしてその研究は、加速されていった。

教員の働き方改革においても、教員の労働負荷をどのように減らすかが最優先されているにも関わらず、文部科学省初等中等教育局視学官からこの遠隔授業に関する研究に対して、「どのような方法で、授業者が生徒を評価することができるか。」が課題であり、特に「通常の対面授業と同じ効果の得られる評価を行う必要がある、そのための評価法について、観点別の評価手法や様々なアイデアを出すように」と要求がされていた。これによって、文部科学省では、教員の労働負荷よりも学力向上を強調しつつも、教育効率を掲げておこなうが、経済効率を求めの方針であったことがいえよう。

むしろ、学校教育での「行政からあてがわれた研修のための授業研究」がおこなわれたのであった。その労働負荷の一例として、教育評価をするために受信側の教員が送信側の教員にいかにか伝達するかという教師の業務「改善策」が求められたのであった。

関心・意欲・態度については、授業者が画像をとおして評価することが難しいとされるなど報告がされていたが、こうした労働負荷の観点での報告は、行政から要求されていない報告であったため、稀少となって

しまった。

対面授業の代替としての遠隔授業の推進がされていた。

2.3 遠隔授業の実際

免許外教科教授担任の解消として、遠隔授業で美術科の授業が行われた。しかし、この授業では、経済効率を考慮しても疑問め、点が残った。

まず、美術科免許保有の教員として自らの姿を見せて声を出すことにあたる者が1名必要であった。こうしてやや大型のテレビに放映されていることになった人物を配信するため、さらに2名スタッフが必要となっていた。



図1 美術免許保有の送信側には2人送信スタッフ必要

次に、美術科の授業を受信している生徒側からでは、送信側に目と耳にあたる映像と音声を送信するためにタブレット端末を両手に持ち、映像を送る教員が1名必要となっていた。



図2 生徒側の様子をカメラで撮るのに1人教諭必要

さらには、生徒側の教室での授業を統括する教員が1名いて、この教員は、この教室内で技能指導をテレビから送信している側の手の役割を果たしていた。



図3 カメラ撮影の技能指導に1人教諭(右前)が必要

子どもたちの実態を把握して、美術科免許保有の教員との会議が欠かせない。送信側と受信側の双方が生

中継として会議をしなくてはならないため、双方の時間を共通に捻出しなくてはならない。

遠隔授業を行うために、双方が同時時間帯に画面に向き合わなくてはならない難易度の高い働き方になる。



図4 送受信要員含む5人が同時に時間を割く

2.4 教員研修の旅費削減

文部科学省では、優れた教員の授業を配信するというのをねらいにしていたが、さらには、教員研修でも活用可能であるとしている。

大学や、高等学校や高等専門学校などの単位制度をとっている学校であると、視聴そのものに強制力があるため、遠隔授業というような教育方法であろうと視聴をしなくてはならないと、授業の生徒側は考えるのである。技術的に可能でも、見てくれるかは本人次第である。



図5 視聴することに強制力があれば注視可能

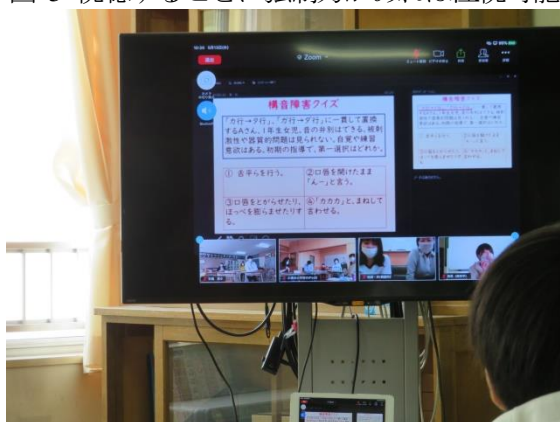


図6 工学的に可能であっても視聴するか別問題

3. おわりに

今後も遠隔授業の労働負荷に関する問題点を追及し、経済効率だけの論点に振り回させないよう現場の声を拾っていきたい。